

一般社団法人日本肝胆膵外科学会
役員選考に関する規程

1. 新任理事・再任理事及び新任監事の候補者は、役員選考委員会の審査のうえ選考される。
2. 役員選考委員会は、新任理事、再任理事及び新任監事の候補者選考に関する業務を行い、次の各号の選考委員によって構成する。
 - 1) 役員選考業務を統括する理事 1名
 - 2) 選考業務を分掌する理事 2名
 - 3) 選考業務を分掌する評議員 2名
3. 役員選考委員会の委員は、理事長が指名し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 役員選考委員会委員長は第3項、1)の選考委員とする。
5. 役員選考委員会の任期は、委嘱を受けた日から選考の行われた日の後に到来する定時総会が終結のときまでとする。
6. 役員選考委員会は選考が行われる日の3ヶ月前に公告しなければならない。公告には、選考の日、立候補及び推薦の手続、その他選出に必要な事項を掲げる。
7. 新任理事及、再任理事及び新任監事の候補者は、評議員の中で顕著な研究実績を有し、日本肝胆膵外科学会に大いなる貢献をしたと評価された者でなければならない。
8. 新任監事の候補者は、理事を2期（現職の理事については当該任期を含む。）以上務めた者でなければならない。
9. 新任理事、再任理事及び新任監事の候補者の選考にあたっては、選考の行われる日の後に到来する定時総会が開催される年の3月31日現在において、満64歳に達している者を候補とすることはできない。
10. 新任理事の候補者になろうとする者は、現職理事の推薦がなければならない。推薦しようとする現職理事が、役員選考委員会が指定する推薦書類を期日までに届け出なければならない。ただし、役員選考委員会委員は新任理事を推薦することができない。
11. 再任理事又は新任監事の候補者になろうとする者は、役員選考委員会が指定する立候補書類を期日までに届け出なければならない。
12. 役員選考委員会は、届けられた候補者の推薦書類又は立候補書類をもってその資格の有無を審査する。
13. 役員選考委員会は、前項の審査に合格した者の中から新任理事、再任理事及び新任監事の候補者を選考し、理事会に答申する。
14. 理事会は、役員選考委員会の答申を受け、理事会の議を経て、新任理事、再任理事及び新任監事を社員総会に対し推薦する。
15. 前項までの規程により選考された者は、社員総会の議を経て、理事又は監事に就任する。
16. この内規は、本会規約委員会との協議及び委員会の議決を経て、理事会の承認を受け、変更することができる。

(附則)

この内規は、2019年4月19日から施行する。